

別紙

令和7年3月31日以前を契約日または共済期間の始期とする
ご契約において適用する共済約款の変更内容について

建物更生共済契約

(平成29年4月1日以後令和7年3月31日以前を契約日とするご契約)

平成29年4月1日以後令和7年3月31日以前を契約日とする建物更生共済のご契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>[普通約款]</p> <p>第1章 建物条項</p> <p>第5条 [火災共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故(注1)によって共済の対象について生じた損害(注2)に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。</p>	<p>[普通約款]</p> <p>第1章 建物条項</p> <p>第5条 [火災共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故(注1)によって共済の対象について生じた損害(注2)に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>① } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物または特定建築物の外部からの物体（注3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注4）または建物内部もしくは特定建築物内部での車両（注5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤ } [略]</p> <p>⑦ } [略]</p> <p>(注1) } [略]</p> <p>(注4) } [略]</p> <p>(注5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>をいいます。</p> <p>(注6) } [略]</p> <p>(注8) } [略]</p>	<p>① } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物または特定建築物の外部からの物体（注3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注4）または建物内部もしくは特定建築物内部での車両（注5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤ } [略]</p> <p>⑦ } [略]</p> <p>(注1) } [略]</p> <p>(注4) } [略]</p> <p>(注5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車いす</u>をいいます。</p> <p>(注6) } [略]</p> <p>(注8) } [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 動産条項</p> <p>第 5 条 [火災共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注 1）によって共済の対象について生じた損害（注 2）に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。</p> <p>① } [略]</p> <p>② } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物の外部からの物体（注 3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注 4）または建物内部での車両（注 5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤ } [略]</p> <p>⑥ } [略]</p> <p>⑦ } [略]</p> <p>(注 1) } [略]</p> <p>(注 2) } [略]</p> <p>(注 3) } [略]</p> <p>(注 4) } [略]</p> <p>(注 5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 動産条項</p> <p>第 5 条 [火災共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注 1）によって共済の対象について生じた損害（注 2）に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。</p> <p>① } [略]</p> <p>② } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物の外部からの物体（注 3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注 4）または建物内部での車両（注 5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤ } [略]</p> <p>⑥ } [略]</p> <p>⑦ } [略]</p> <p>(注 1) } [略]</p> <p>(注 2) } [略]</p> <p>(注 3) } [略]</p> <p>(注 4) } [略]</p> <p>(注 5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="264 204 808 233">動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>をいいます。</p> <p data-bbox="199 268 416 427">(注6) } ˘ } [略] (注8) }</p>	<p data-bbox="1272 204 1872 233">動機を用いる<u>身体障害者用の車いす</u>をいいます。</p> <p data-bbox="1205 268 1422 427">(注6) } ˘ } [略] (注8) }</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">〔 特 約 〕</p> <p style="text-align: center;">動産損害担保特約</p> <p>第4条 [火災等により共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注1）によって共済の対象について生じた損害（注2）に対して、この特約に従い、被共済者に共済金を支払います。</p> <p>① } [略]</p> <p>② } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物の外部からの物体（注3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注4）または建物内部での車両（注5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤ } [略]</p> <p>⑥ } [略]</p> <p>⑦ } [略]</p>	<p style="text-align: center;">〔 特 約 〕</p> <p style="text-align: center;">動産損害担保特約</p> <p>第4条 [火災等により共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注1）によって共済の対象について生じた損害（注2）に対して、この特約に従い、被共済者に共済金を支払います。</p> <p>① } [略]</p> <p>② } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物の外部からの物体（注3）の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊（注4）または建物内部での車両（注5）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑤ } [略]</p> <p>⑥ } [略]</p> <p>⑦ } [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注1) } } [略] (注4) }</p> <p>(注5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>をいいます。</p> <p>(注6) } } [略] (注8) }</p>	<p>(注1) } } [略] (注4) }</p> <p>(注5) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車いす</u>をいいます。</p> <p>(注6) } } [略] (注8) }</p>

火災共済契約

(平成29年4月1日以後令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすること契約)

平成29年4月1日以後令和7年3月31日以前を共済期間の始期とする火災共済のご契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>[普 通 約 款]</p> <p>第1章 火災条項</p> <p>第3条 [火災共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注1）によって共済の対象について生じた損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。</p> <p>① } [略]</p> <p>② } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物の外部からの物体（注2）の落下、飛来、衝突、接触もしくは</p>	<p>[普 通 約 款]</p> <p>第1章 火災条項</p> <p>第3条 [火災共済金を支払う場合]</p> <p>組合は、共済期間中に次のいずれかの事故（注1）によって共済の対象について生じた損害に対して、この共済約款に従い、被共済者に火災共済金を支払います。</p> <p>① } [略]</p> <p>② } [略]</p> <p>③ } [略]</p> <p>④ 建物の外部からの物体（注2）の落下、飛来、衝突、接触もしくは</p>

倒壊（注3）または建物内部での車両（注4）もしくはその積載物の
衝突もしくは接触

⑤ }
 } } [略]
⑦ }

(注1) }
 } } [略]
(注3) }

(注4) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原
動機を用いる身体障害者用の車をいいます。

(注5) }
 } } [略]
(注7) }

倒壊（注3）または建物内部での車両（注4）もしくはその積載物の
衝突もしくは接触

⑤ }
 } } [略]
⑦ }

(注1) }
 } } [略]
(注3) }

(注4) 道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原
動機を用いる身体障害者用の車いすをいいます。

(注5) }
 } } [略]
(注7) }

団体建物火災共済契約

(令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすゝご契約)

令和7年3月31日以前を共済期間の始期とする団体建物火災共済のご契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">〔普通約款〕</p> <p>(火災共済金の支払)</p> <p>第6条 会は、共済の目的について、次の事故（次条第5項の火災、破裂または爆発を除くものとし、防災または避難に必要な処置を含みます。以下これらを「火災等」といいます。）によって損害が生じた場合に、その損害をてん補するため火災共済金を被共済者に支払います。</p> <p>(ア) } ㄱ } 〔略〕 (ウ) }</p> <p>(エ) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられおよび砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、衝</p>	<p style="text-align: center;">〔普通約款〕</p> <p>(火災共済金の支払)</p> <p>第6条 会は、共済の目的について、次の事故（次条第5項の火災、破裂または爆発を除くものとし、防災または避難に必要な処置を含みます。以下これらを「火災等」といいます。）によって損害が生じた場合に、その損害をてん補するため火災共済金を被共済者に支払います。</p> <p>(ア) } ㄱ } 〔略〕 (ウ) }</p> <p>(エ) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられおよび砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、衝</p>

改 正 後	改 正 前
<p>突、接触もしくは倒壊（次条の自然災害によって生じたものを除きます。）または建物内部での車両（道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>をいいます。）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>(オ) } (キ) } [略]</p>	<p>突、接触もしくは倒壊（次条の自然災害によって生じたものを除きます。）または建物内部での車両（道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>いすをいいます。）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>(オ) } (キ) } [略]</p>

倉庫特約付団体建物火災共済契約

(令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすゝ契約)

令和7年3月31日以前を共済期間の始期とする倉庫特約付団体建物火災共済のゝ契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>[普通約款]</p> <p>(火災共済金の支払)</p> <p>第7条 会は、共済の目的について、次の事故（次条第5項の火災、破裂または爆発を除くものとし、防災または避難に必要な処置を含みます。以下これらを「火災等」といいます。）によって損害が生じた場合に、その損害をてん補するため火災共済金を被共済者に支払います。</p> <p>(ア) } ㄥ } [略] (ウ) }</p> <p>(エ) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられおよび砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、</p>	<p>[普通約款]</p> <p>(火災共済金の支払)</p> <p>第7条 会は、共済の目的について、次の事故（次条第5項の火災、破裂または爆発を除くものとし、防災または避難に必要な処置を含みます。以下これらを「火災等」といいます。）によって損害が生じた場合に、その損害をてん補するため火災共済金を被共済者に支払います。</p> <p>(ア) } ㄥ } [略] (ウ) }</p> <p>(エ) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられおよび砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>衝突、接触もしくは倒壊（次条の自然災害によって生じたものを除きます。）または建物内部での車両（道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>をいいます。）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>(オ) } く } [略] (キ) }</p>	<p>衝突、接触もしくは倒壊（次条の自然災害によって生じたものを除きます。）または建物内部での車両（道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車いす</u>をいいます。）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>(オ) } く } [略] (キ) }</p>

全包括特約付団体建物火災共済契約

(令和7年3月31日以前を共済期間の始期とすること)

令和7年3月31日以前を共済期間の始期とする全包括特約付団体建物火災共済のご契約について、次の共済約款の変更内容を適用します。

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>[普 通 約 款]</p> <p>(火災共済金の支払)</p> <p>第6条 会は、共済の目的について、次の事故（次条第5項の火災、破裂または爆発を除くものとし、防災または避難に必要な処置を含みます。以下これらを「火災等」といいます。）によって損害が生じた場合に、その損害をてん補するため火災共済金を共済契約者に支払います。</p> <p>(ア) } (イ) } [略] (ウ) }</p> <p>(エ) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられおよび砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、</p>	<p>[普 通 約 款]</p> <p>(火災共済金の支払)</p> <p>第6条 会は、共済の目的について、次の事故（次条第5項の火災、破裂または爆発を除くものとし、防災または避難に必要な処置を含みます。以下これらを「火災等」といいます。）によって損害が生じた場合に、その損害をてん補するため火災共済金を共済契約者に支払います。</p> <p>(ア) } (イ) } [略] (ウ) }</p> <p>(エ) 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられおよび砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。）の落下、飛来、</p>

改正後	改正前
<p>衝突、接触もしくは倒壊（次条の自然災害によって生じたものを除きます。）または建物内部での車両（道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車</u>をいいます。）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>(オ) } く } [略] (キ) }</p>	<p>衝突、接触もしくは倒壊（次条の自然災害によって生じたものを除きます。）または建物内部での車両（道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる<u>身体障害者用の車いす</u>をいいます。）もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>(オ) } く } [略] (キ) }</p>